附属書 JA
（参考）
JIS と対応国際規格との対比表

JIS C 8461-23:9999　電線管システム－第 23 部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項	**IEC 61386-23**:2002，Conduit systems for cable management－Part 23: Particular requirements－Flexible conduit systems

(I) **JIS** の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
3 用語及び定義	3.5 金属製の電線管及び／又は電線管附属品		3	**JIS** とほぼ同じ	追加	“主要構造部分を金属材料で構成”を追加した。	非金属材料の部品又は表面処理に合成樹脂被覆を使用した場合，複合材料製の電線管システムとなってしまうため，明確化した。 この条件を今後，**IEC** に提案する。
	3.6 非金属製の電線管及び／又は電線管附属品		3.6	**JIS** とほぼ同じ	追加	”主要構造部分が非金属だけで構成” を追加した。	部品に金属材料を使用してしなうと複合材料製の電線管システムとなってしまうため，明確にした。 この条件を今後，IEC に提案する。
	3.102 呼び		3.102	**JIS** とほぼ同じ	追加	電線管の種類及びサイズをさし，呼び方又は公称径のこと。	日本で流通している，電線管の種類及びサイズの用語を定義した。
4 一般要求事項	4.4 要求事項一覧		4.4	**JIS** とほぼ同じ	追加	電気用品の適用を受ける電線管及び附属品の要求事項は附属書 C に示す。を追加した。	解釈別 2 相当の性能と電気用品名の表を附属書 C に記載した。
6 分類	最低グレード		6	**JIS** とほぼ同じ	追加	電気用品安全法の適用を受けている電線管は上記に加え 6.1.1 の 2，6.1.2 の 2 及び 6.1.4 の 2 は適用しない。 注記　金属製の電線管及び附属品と，電気用品名及び型式の区分との関係は附属書 D に示す。（追加）	解釈別表二と同等の性能を明記した。 また，電気用品名と区分を明確にするために，附属書 D 及び附属書 E に記載した。

(I) **JIS** の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
7 表示及び説明書	表示者		7 7.1.102	**JIS** とほぼ同じ	追加	責任がある販売業者を追加した。	我が国の実態を考慮し，責任がある販売業者が明示してもよいとした。
	7.1.3		7	**JIS** とほぼ同じ	追加	“注記　自身の印刷物とは，取扱説明書，施工説明書，試験成績書，仕様書，カタログなどをいう。”を追加した。	“自身の印刷物”を明確化した。 この条件を今後，**IEC** に提案する。
7 表示及び説明書	7.1.101 7.2 表示間隔及び表示項目		7.1.101	**JIS** とほぼ同じ	変更	表示項目を 7.1 a)，7.1 b)及び 7.1.2 の表示をするとした。	電気用品の技術基準解釈別表第二の表示項目に合わせた。 この条件を今後，**IEC** に提案する。
8 寸法	8.1 電線管のねじ		8.1	**JIS** とほぼ同じ	変更 追加	メートル電線管は **IEC 60423** とし，厚鋼電線管及び薄鋼電線管用の接続用ねじとして **JIS C 8305** の附属書を追加した。	メートル電線管と我が国で流通している電線管とを区別し，我が国で普及している電線管 **JIS** を判定基準とした。
	8.2		8.2	**JIS** とほぼ同じ	追加	最小内径を明示する者に責任がある販売業者を追加した。	7.1.102 でシステムの最小内径は責任がある販売業者も明示できるように変更した。整合のために責任ある販売業者を 8.2 に追加した。 この条件を今後，**IEC** に提案する
9 構造	9.2 ねじなし電線管の小ねじ		9	**JIS** とほぼ同じ	追加	再利用できないねじを用いたねじ止め方式を使用する附属品において，製造業者又は責任がある販売業者が引張強度を公表しているものは，この細分箇条の適用を除外した。	我が国では，ねじなし電線管の接続に，再利用できないねじ（トルクビス）を多く用いており，これを使用できるようにした。ただし，ねじ山の耐久試験を適用できないため，製造業者又は責任がある販売業者が引張強度を明示するものに限定した。 この条件を今後，**IEC** に提案する。

(I) **JIS** の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
10 機械的特性	10.5 フレキシング試験		10.5.101 10.5.102	**JIS** とほぼ同じ	追加	責任がある販売業者を追加した。	7.1.3 で責任がある販売事業者も設置及び使用に関する情報を印刷物に記載できる。整合のために 11.2 に責任ある販売事業者を追加した。 この条件を今後, **IEC** に提案する。
	10.5.102 試験方法		10.5.102	**JIS** とほぼ同じ	追加	常温だけに適していると宣言したフレキシブル電線管の試験方法を注記で追加した。	試験方法を明確にするため，注記を追加した。 今後，**IEC** に提案する。
11 電気的特性	11.2 ボンディング試験		11.2	**JIS** とほぼ同じ	追加	試験対象に電線管附属品及び管端電線管附属品を追加した。	図 103 で電線管附属品の試験方法の記載があり，電線管附属品も試験対象と分かるが，試験対象を明確にするため，電線管附属品を明記し，電気的接続が必要な管端電線管附属品を追加した。 この条件を今後, **IEC** に提案する。
						試料の組合せの指示者に責任がある販売業者を追加した。	7.1.3 で責任がある販売事業者も設置及び使用に関する情報を印刷物に記載できる。整合のために 11.2 に責任ある販売事業者を追加した。 この条件を今後, **IEC** に提案する。
図 101 図 102	試験器具及び最小内径確認用ゲージ		図 101 図 102	**JIS** とほぼ同じ	追加	寸法の指示者に責任がある販売業者を追加した。	7.1.102 でシステムの最小内径は責任がある販売業者も明示できるように変更した。整合のために責任ある販売業者を図 102 に追加した。 この条件を今後, **IEC** に提案する。

(I) **JIS** の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
図 103	ボンディング試験における電線管及び電線管附属品の組立		図 103	**JIS** とほぼ同じ	追加	附属品を配管の中間部及び管端部に使用する場合の試験方法の図及び名称を追加した。	附属品を配管の中間部及び管端部に使用する場合の試験方法の明確化。 この条件を今後, **IEC** に提案する。

JIS と国際規格との対応の程度の全体評価：**IEC 61386-23**:2002，MOD
注記 1　箇条ごとの評価欄の用語の意味は，次による。 －　追加 ……国際規格にない規定項目又は規定内容を追加している。 －　変更 ……国際規格の規定内容を変更している。 **注記 2**　**JIS** と国際規格との対応の程度の全体評価欄の記号の意味は，次による。 －　MOD ……国際規格を修正している。